

「エトキシキン」「メコプロップ」「カルバリル」及び「ブロムフェノホス」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

1. エトキシキン（農薬及び飼料添加物）
2. メコプロップ（農薬）
3. カルバリル（農薬及び動物用医薬品）
4. ブロムフェノホス（動物用医薬品）

(別添)

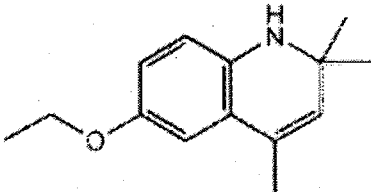
エトキシキン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

・平成 24 年 9 月 4 日、農林水産省からの甲殻類への基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	エトキシキン(ETHOXYQUIN)	
構造式		
用途	成長調整剤(農薬)、抗酸化剤(飼料添加物)	
作用機構	油脂の酸化により生成するペルオキシラジカルに水素を共与し、ラジカルの連鎖反応を防ぐことにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【農薬】 登録がなされていない。 (参考)海外では、焼け病防止の目的で使用が認められている。	
	【飼料添加物】 指定されている。	
	使用方法: 飼料添加	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.005 mg/kg 体重/day
	JECFA	ADI は設定されていない。
	国際基準	なしに設定されている。
	諸外国	米国基準: なし、畜産物 カナダ基準: なし EU 基準: なし等 豪州基準: りんご、なし ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

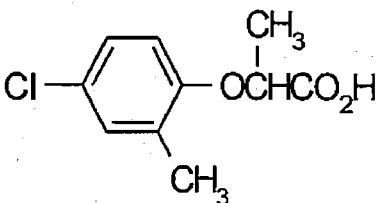
JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

メコプロップ

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	メコプロップ (MECOPROP)	
構造式	 ※ラセミ体	
用途	除草剤	
作用機構	フェノキシ系の除草剤である。 オーキシシンと同様の植物ホルモン作用を有し、分裂組織を活性し、葉緑素の形成阻害や呼吸作用を攪乱させることにより作用を示すものと考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	登録されていない。 (参考) 海外では、穀類に使用が認められている。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU 基準: 穀類等 カナダ基準: 穀類、畜産物 ニュージーランド基準: 穀類 米国、豪州: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

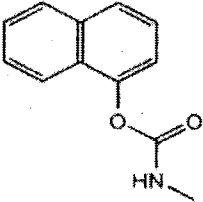
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

カルバリル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	カルバリル (CARBARYL)	
構造式		
用途	成長調整剤（農薬）、殺虫剤（農薬・動物用医薬品）	
作用機構	カーバメイト系の殺虫剤である。昆虫のコリンエステラーゼを阻害することにより神経系を攪乱し、殺虫効果を示すものと考えられている。また、作用機序は明らかではないが、りんごの摘果剤として植物成長調整作用を有すると考えられている。	
日本における登録状況（食用）	【農薬】 農薬登録がなされている。 適用作物：りんご、みかん等	
	【動物用医薬品】 承認されている。 牛及び鶏の外部寄生虫駆除、牛・鶏舎内及びその周辺の衛生害虫の駆除等 使用方法：直接散布、畜体外散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.008 mg/kg 体重/day
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	小麦、大豆等
	諸外国	米国基準：小麦、大豆等 カナダ基準：大豆等 EU 基準：小麦、大麦等 豪州基準：小麦、大麦、仁果類果実等 ニュージーランド基準：キャベツ、トマト等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

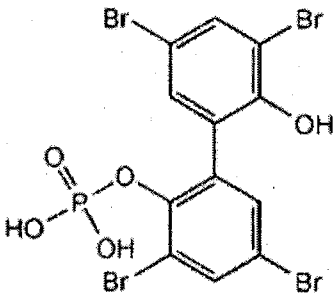
JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

ブロムフェノホス

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	ブロムフェノホス(BROMOFENOFOS)	
構造式		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	分子内に臭素を有する有機リン酸エステル系の内部寄生虫駆除剤である。 作用機序は明らかではないが、フォスキオラ属に作用を示すものと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【動物用医薬品】 承認されている。 牛(搾乳牛を除く)の肝蛭駆除 使用方法: 強制経口投与	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議